平成２２年（フ）第１４４８号
横浜市中区山田町３番地７　ＦＳビル203号室
債務者　有田喜代子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４２号
川崎市川崎区伊勢町９―20　伊勢町ハイツ109号、住民票上の住所東京都品川区東大井１丁目２番20号
債務者　大塩　隆之
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
川崎市多摩区栗谷３丁目30番14号
債務者　永田　和子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
愛知県安城市末広町12番７号
債務者　筒井　和美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
岡山市北区高柳東町12番２号
債務者　杉野　利和
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７号
岡山市北区津島南１丁目８番35―２号
債務者　薮野　和弘
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０号
岡山市中区**穭**18番地１　藤岡アパート202号室
債務者　安藤　光男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８２号
岡山市東区瀬戸町瀬戸86番地16
債務者　武田　弥生
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８３号
岡山市東区瀬戸町瀬戸86番地16
債務者　武田　哲二
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８６号
岡山市北区三門東町４―１、住民票上の住所岡山市北区下伊福上町14番７号　エレガンス下伊福502
債務者　横井手綾介（旧姓磯島）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０５号
岡山市北区大安寺南町１丁目３番15号
債務者　森谷　　詔
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６３９号
東京都板橋区小豆沢４丁目28―４
債務者　若林　志穂
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６４６号
東京都北区堀船４丁目４―４―504
債務者　花原　幸雄
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６５０号
東京都中野区弥生町５丁目１―８―503
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６５１号
神奈川県厚木市戸田2186―１―Ｉ―102
債務者　田中　千陽（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６５２号
東京都葛飾区西水元１丁目12―19―103
債務者　齊藤　リサ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部